加賀市空家の除却に伴う土地に係る固定資産税等の減免制度のご案内

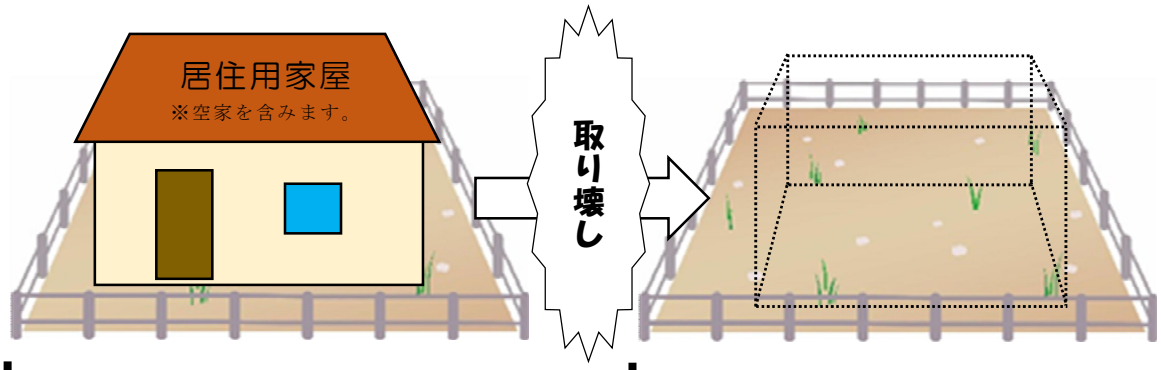




２年程前までは住んでいた家だけど、今はだれも住んでいない。取り壊してしまいたいが、取り壊すと土地にかかる税金が高くなるらしい‥
こまったなぁ‥　どうしよう？

［注釈］住宅用地に関する固定資産税等の特例措置について

居住用家屋が建っている土地については、固定資産税・都市計画税が最大80％程度軽減される特例措置が設けられています



	［固定資産税・都市計画税］	［固定資産税・都市計画税］
家屋	賦課されます。	賦課されなくなります。
土地	特例措置が適用されます。	特例措置が解除されます。

・本来の税負担に戻ります。
⇒見かけ上、税額が『増加』することになります。

※　土地の評価額や面積、家屋の評価額等の条件によっては、居住用家屋を取り壊した場合であっても、固定資産税・都市計画税の総額に大きな変動が生じないこともあります。

これまでは、原則として居住用家屋を取り壊した翌年度から、住宅用地であった土地に対する固定資産税等の特例措置を解除していました。

令和8年1月から令和12年12月までに空家を取り壊した場合

空家を取り壊した翌年度から、「5年度」を限度に、住宅用地であった土地に対する固定資産税等を減免します。減免制度の適用については、各種の条件等がありますので、かならず事前にご相談ください。

目　　的

空家を取り壊した場合の土地に対する固定資産税等の減免制度を設け、負担感を軽減し、空家の取り壊しと跡地の有効活用を促進することを目的としています。

制度の概要

〇減免の内容

減 免 額　空家を取り壊した後の土地に対する固定資産税等の特例措置が講じられる前の固定資産税等賦課相当額と特例措置の適用があるものとみなして算出した固定資産税等賦課相当額との差額とします。

減免期間　空家を取り壊した翌年度から5年度を限度とします。

令和　8年1月～12月取り壊し：令和　9年度～令和13年度減免
令和　9年1月～12月取り壊し：令和10年度～令和14年度減免
令和10年1月～12月取り壊し：令和11年度～令和15年度減免
令和11年1月～12月取り壊し：令和12年度～令和16年度減免
令和12年1月～12月取り壊し：令和13年度～令和17年度減免

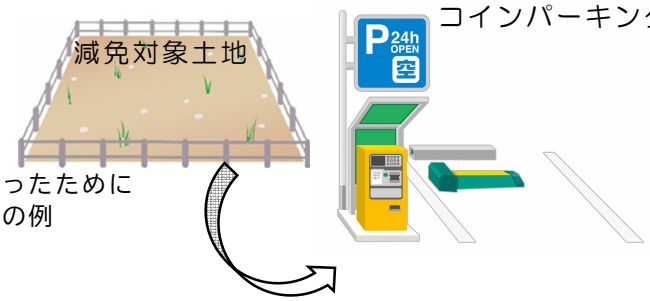
〇条件等

・取り壊す前のおおむね1年以内において、居住の用に供されていないこと。
・令和8年1月2日から令和12年12月31日までに取り壊すこと。
・申請者は、土地の所有者又はその相続人とし、法人は除くこと。
・申請に係る土地を共同住宅等の賃貸住宅の敷地の用に供していた場合で、申請者が現に不動産業を営んでいるとみなされるものでないこと。
・次の場合には、減免措置の適用が取り消される場合があります。
　ア　申請者が減免措置対象土地の所有者でなくなったとき
　イ　申請者が減免対象土地を用いて、何らかの収入を得ることとなったとき
　ウ　減免対象土地が適正に管理されないことにより周辺の居住環境に悪影響を与えていると認められるとき（適正な管理がされていないとき）　　など

☆減免対象土地の
適正な管理をお願いします。



減免対象土地を用いて
何らかの収入を得ることとなったために
減免措置が取り消される場合の例



[問い合わせ先]加賀市　税料金課　固定資産税グループ
TEL:0761-72-7816　FAX:0761-72-7990
E-mail:kotei@city.kaga.lg.jp